

# 平成29年度事業計画

自 平成29年4月 1日  
至 平成30年3月31日

## I 事業内容

適正な狩猟を永続させるため、狩猟知識の普及、狩猟道德の向上により狩猟事故の撲滅を図るとともに、鳥獣資源の保護増殖、及び有害鳥獣捕獲・個体数調整捕獲を実施することで地域社会の環境保全に寄与・貢献するため次の事業を実施する。

### 1 公益実施事業

#### ◎継続1 狩猟事故防止指導事業

- ① 狩猟事故撲滅に向けて、狩猟グループを対象とする「狩猟事故防止研修会」を開催する。
- ② 狩猟事故防止・違反防止のため、法令等の伝達と射撃技術向上を図ることを目的とした地区猟友会毎の『全員研修会』を実施する。
- ③ 警察と地区猟友会役員等による初猟日の検問を実施する。また、狩猟期間中の事故・違反防止のため、狩猟事故防止指導員及び大日本猟友会から委嘱されている安全狩猟指導員により猟期間の安全パトロールを行うとともに、パンフレット等を作成し地区猟友会員に配布する。
- ④ 鳥獣保護区で制札及びビニール標識等の設置・撤去をおこなう。  
※ ①及び④については、一部県の委託を受けて実施する。

#### ◎継続2 鳥獣保護増殖事業

- ① 地区猟友会会員からの放鳥協力費及び大日本鳥獣保護増殖助成金を活用し、県日本キジ・ヤマドリ養殖組合からキジ・ヤマドリを購入し、県の鳥である「ヤマドリ」は猟期前の10、11月に、国の鳥である「ニホンキジ」は猟期後の3月に、可猟地に放鳥する。
- ② キジ・ヤマドリの放鳥効果を高めるため、猟期中に、増殖に有害なキツネ及びテン等の捕獲を奨励する。

#### ◎継続3 初心者予備講習事業

- ① 若者・女性の狩猟者を増やすためのイベントを開催する。
- ② 狩猟免許の受験予定者の資質向上を図るため、予備講習会を実施する。  
※ ②については、県の委託を受け実施する。

#### ◎継続4 クレー射撃場運営事業

- ① 県から受けている、射撃場の運営管理を担う指定管理業務を継続し、銃器の正しい取り扱い技術の習得、射撃技術の向上を図るための銃所持許可更新時の技術講習及び

- 狩猟者の実技研修、猟銃等を所持しようとする初心者講習などを中心に運営を行う。
- ② 県内・県外からの利用者の射撃技術向上の目的とした、射撃大会を開催する。
  - ③ ライフル射撃場の新設を含む射撃場の再編整備については、平成30年度中の完成・使用を目指して地域住民の意見・要望が多い騒音対策に配慮し、また利用者の利便性を考慮した施設となるよう県と協議を進めてる。

## 2 その他事業

### ◎1 狩猟登録申請等及び証紙売り捌き事業

- 1 狩猟免許更講習及び更新取りまとめ事業  
29年度の狩猟免許更新予定会員に対する、免許更新申請書の取りまとめと、免許更新講習会を実施する。  
※ この事業については、県の委託を受け実施する。
- 2 県証紙売り捌き事業  
県条例による「県証紙売り捌き所」の指定を継続し、狩猟免許、狩猟者登録等に必要な県証紙の売り捌きをおこなう。
- 3 狩猟者登録申請取りまとめ事業  
会員の県外登録事務及び県外からの登録申請の取りまとめをおこなう。  
※ この事業については、一部県の委託を受け実施する。

### ◎2 指定鳥獣捕獲等事業等

認定鳥獣捕獲等事業者（28年3月18日群馬県知事認定第2号）として、県のおこなう指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲事業に取り組む。

### ◎3 その他事業

- 1 会報発行  
本会事業への理解を深めるとともに、狩猟及び環境保全に関する知識を高め狩猟道徳の向上を図るため、会報（猟友ぐんま及び猟友だより）を発行し、会員等に配布する。
- 2 射撃大会  
会員相互の親睦とともに、銃器の取り扱いの習熟を図ることによって狩猟事故・違反を防止し地域社会への貢献につなげるため、「安全狩猟射撃大会」を次のとおり開催する。
  - ア 安全狩猟フィールド射撃大会  
29年5月21日、県クレ射撃場で開催。
  - イ 安全狩猟地区対抗射撃大会  
29年6月11日、県クレ射撃場で開催。
  - ウ 安全狩猟ライフル・スラッグ射撃大会  
29年7月23日、ジャイアント射撃場で開催。
  - エ 安全狩猟クレ射撃選手権大会  
29年9月10日、県クレ射撃場で開催。
  - オ 一都八県ライフル・スラッグ射撃大会  
29年9月2日、静岡県西富士射撃場で開催。
  - カ 安全狩猟関東山静ブロック大会

29年9月16日、千葉県成田射撃場で開催。

○3 猟犬対策

係留を解除しなければならない狩猟犬には、ドックマーカー装着など規制がだされている。これらの状況になかで、今後のあり方について検討を進める。

猟野競技会は、参加者・犬による競技会となるよう飼養者の意見集約を図る。

○4 狩猟免状等所持証明発行事業

狩猟登録申請書に添付する狩猟免状及び被保険者証の所持証明を行う。

○5 わな猟免許取得者に対する技術講習

わな猟免許取得者に対する安全かつ効果的なわなによる捕獲技術講習会を開催する。

※ この事業については、県の委託を受け実施する。